

実績評価書

(厚生労働省6(Ⅷ－1－1))

施策目標名	障害者の地域生活や就労を総合的に支援すること(施策目標Ⅷ－1－1) 基本目標Ⅷ:障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策大目標1:必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を総合的に支援すること
施策の概要	【1. 障害者総合支援法について】 ○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)に基づき、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援やその他の支援を総合的に行っている。これによって、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的にしている。 ※対象になる障害の範囲:身体障害者、知的障害者、精神障害者(発達障害者を含む)、政令で定める難病等により障害がある者で18歳以上のもの。 【2. 障害者総合支援法の改正等について】 ○ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成28年法律第65号。)の施行3年後の見直し規定に基づき、社会保障審議会障害者部会で見直しの議論を行い、令和4年6月に報告書を取りまとめ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」(令和4年法律第104号。以下「障害者総合支援法等改正法」という。)が同年12月に成立し、令和6年4月より施行された。 ○ 障害者総合支援法等改正法により、障害者本人が、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援する新たなサービス(就労選択支援)を創設することとした。(令和7年10月施行予定) ○ このほか、共同生活援助(グループホーム)の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることの明確化や、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とするなど障害者の地域生活の支援体制の充実に向けた取組を進めている。(令和6年4月1日施行) 【3. 障害福祉計画について】 ○ 障害者総合支援法では、障害のある人に必要なサービスが提供されるよう、将来に向けた計画的なサービス提供体制の整備を進める観点から、国の定めた基本的な指針(以下「基本指針」という。)に即して、市町村及び都道府県が、数値目標と必要なサービス量の見込み等を記載した障害福祉計画を策定することとしている。 ○ 社会保障審議会障害者部会での議論を経て、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画(第7期障害福祉計画等)の策定のため、令和5年5月に基本指針の改正を行った。都道府県、市町村においては、この基本指針に即して3年間の計画を作成しており、計画に盛り込んだ事項について、定期的に調査、分析、評価を行いながら、障害福祉施策を総合的、計画的に行っていくことが求められる。 【4. 障害福祉サービス等について】 ○ 障害者総合支援法に基づくサービスは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別される。 ＜主な障害福祉サービス＞ ・介護給付:居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援 ・訓練等給付:自立生活援助、共同生活援助、自律訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、就労定着支援 ・相談支援に係る給付:計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援等 ＜地域生活支援事業における主な事業＞ ・相談支援、意思疎通支援、日常生活用具給付、移動支援、地域活動支援センター、福祉ホーム等 【5. その他】 ＜地域生活支援拠点等の整備について＞ ○ 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進している。 ＜工賃向上計画について＞ ○ 障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として就労支援は重要であり、働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する方にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である方には就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、総合的な支援を推進していくことが必要である。 ○ このため、都道府県に対し令和6年度から令和8年度までの工賃向上計画の作成を求めるとともに、計画に基づく取組みを推進するため、基本的な取組み内容を継続している。工賃の向上を図るためには、製品の質を高めるとともに、就労継続支援B型事業所等で提供する製品・役務の情報発信、共同で仕事を受注できる仕組みの整備が必要であることから、経営コンサルタントや各分野の専門家の派遣、情報提供体制の構築、共同化の推進のための支援を行っている。

施策を取り巻く現状	【1. 障害福祉サービスのニーズ増加】 ○障害者の総数は1152.8万人(うち身体障害者は423.0万人、知的障害者は126.8万人、精神障害者は603.0万人)であり、人口の約9.3%に相当する。 ○障害者数全体は増加傾向にあり、また、在宅・通所の障害者は増加傾向となっている。 ○障害福祉サービスの利用者数は、サービス内容の拡充や対象者の拡大等を背景に近年増加傾向にある。 (参考)令和3年:93万人、令和4年:96万人、令和5年:100万人、令和6年:104万人 ※いずれも3月時点 ○障害福祉サービスを提供する事業所数は、サービスのニーズの増加等を背景に近年増加傾向にある。 (参考)令和3年:8.9万、令和4年:9.3万、令和5年:9.8万、令和6年:10.2万 ※いずれも3月時点						
	【2. 障害者の地域移行・地域生活支援の現状】 ○ 自宅やグループホームなどへの地域移行者数は減少傾向。 (参考)施設入所者の地域生活移行者数の実績 H25年度末～29年度末(4年間):5.8%(7,628人) H28年度末～R2年度末(4年間):4.9%(6,342人) ○ 地域生活支援拠点等を未整備の市町村が多く存在。(令和6年3月31日時点で整備済みとなっている市町村は全1,747市町村のうち1,159市町村)						
	【3. 障害者の就労支援の現状】 ○ 就労継続支援A型における利用者の実態把握に関する調査研究(アンケート)によると、一般就労を希望する利用者の割合(※)が2割以上の事業所が約半数。 ※一般就労希望者数(原則として個別支援計画に一般就労希望が記載されている者)／利用者数 ○ 直ちに一般就労することが困難な障害者を対象とした就労継続支援事業(A型・B型)は、総費用額、利用者数及び事業所数が毎年増加し、ニーズが増大している。 ○ 就労継続支援B型事業所の平均工賃は増加傾向。						
施策実現のための課題	1	○ 障害者数やサービスのニーズの増加、施設入所者の重度化・高齢化が進む中、安心して地域生活を送れるような支援体制の整備が必要。					
	2	○ 一般就労を希望する障害者が、能力や適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍できる社会を目指していく必要がある。 ○ 一般就労が困難な障害者について、地域での自立した生活を支援する必要がある。 ○ なお、障害者雇用施策と福祉施策の連携を強化し、両者の一体的な推進による効果的で切れ目のない専門的支援体制の構築や、技術革新・環境変化を踏まえた多様な就労支援ニーズへの対応等のための方策について検討を進めている。					
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由			
	目標1	障害者が希望する地域生活を実現・継続するための障害福祉サービス等の充実			○ 施設入所者の重度化・高齢化が進む中で、施設入所者の地域生活への移行を進めるためには、引き続きグループホーム等の地域生活における受け皿の整備や支援体制の充実を継続して進めていく必要がある。		
	(課題1)				○ 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、地域で障害者やその家族が安心して生活するため、地域生活支援拠点等の整備が進められているが、障害者を支える地域の様々な支援の有機的な結びつきが課題であり、整備後も地域のニーズ・課題に応えられているか、必要な機能の水準や充足を継続的に検証・検討を行い、必要な機能等の強化・充実を図る必要がある。		
	目標2	障害者の地域での自立した生活の基盤を確保するための、 ①福祉施設から一般就労への移行促進と一般就労後の職場定着、 ②就労継続支援B型事業所等での工賃向上			○ 就労移行支援事業等を通じて、福祉施設利用者の一般就労への移行や一般就労移行後の定着を進める必要がある。		
(課題2)	○ 一般就労が困難な障害者について、地域での自立した生活を支援するため、就労継続支援B型事業所等での工賃向上を図る必要がある。						
施策の予算額・執行額等	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	4,556,882,503	3,834,833,551	2,009,621,909	2,099,209,696	2,207,268,103
		補正予算(b)	3,866,477	17,450,710	18,255,431	42,690,865	
		繰越し等(c)	21,855,405	-15,882,728	-1,631,085	24,424,499	
		合計(a+b+c)	4,582,604,385	3,836,401,533	2,011,566,484	2,166,325,060	
	執行額(千円、d)		4,380,542,747	1,886,507,965	1,986,863,250	1,925,915,322	
	執行率(%、d/(a+b+c))		95.6%	49.2%	98.8%	88.9%	
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日	関係部分(概要・記載箇所)		
	第211回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明			令和5年3月8日	障害者や難病患者の方々が、地域や職場において、本人の希望に応じて、その方らしく暮らし、働くことができるよう、昨年十二月に成立した障害者総合支援法等改正法の円滑な施行に向けた準備を進めます。また、障害者雇用率を段階的に引き上げるとともに、助成金等を通じた事業主への支援を強化し、障害者の雇用機会の拡大と雇用の質の向上を図ります。		

達成目標1について		障害者が希望する地域生活を実現・継続するための障害福祉サービス等の充実									
測定指標	指標1 (第7期障害福祉計画による) 福祉施設入所者の地域生活 への移行者数 (アウトカム)	指標の選定理由	福祉施設への入所から地域生活への移行という課題に対応したサービス提供体制の整備を進めており、その効果を測定するため、本指標を選定した。 令和7年夏に実績評価を行う際に、令和5年度目標値と令和2年度～令和5年度の実績値の積上げ値により評価を行う。								
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	目標値は、各地方自治体が策定する障害福祉計画を集計し、3年毎に設定する。 現在、各自治体においては、令和6年度からの第7期障害福祉計画(令和6年度～令和8年度)を策定しているところであり、同計画に設定される新たな目標値を集計したものを測定指標の目標値に設定することとする。 (参考:各単年度実績)平成28年度:0.17万人、平成29年度:0.16万人、平成30年度:0.15万人、令和元年度:0.16万人、令和2年度:0.16万人、令和3年度:0.14万人、令和4年度:0.15万人、令和5年度:0.14万人 ※実績を未提出の1県を除外して算出								
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
			年度ごとの実績値								
		令和4年度末	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和8年度	○	△	
		12.4万人 (入所者数)	—	—	—	0.6万人 以上 (令和2年度 ～令和5年度 の合計)	—	0.7万人以上 (令和5年度 ～令和8年度 の合計)			
			—	—	—	0.58万人 (令和2年度 ～令和5年度 の合計) ※	公表時期未 定				
	指標2 (第7期障害福祉計画による) グループホームの利用者数 (アウトプット)	指標の選定理由	障害者の地域における生活の継続が図られるようにするため、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図る必要があることから、本指標を選定した。 令和7年夏に実績評価を行う際には、把握している直近年度の実績値と当該年度の目標値との比較により評価を行う。								
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	目標値は、各地方自治体が策定する障害福祉計画を集計し、毎年設定する。 現在、各自治体においては、令和6年度からの第7期障害福祉計画(令和6年度～令和8年度)を策定しているところであり、同計画に設定される新たな目標値を集計したものを測定指標の目標値に設定することとする。 (参考)平成28年度実績:10.8万人、平成29年度実績:11.5万人、平成30年度実績:12.3万人、令和元年度:13.2万人								
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
			年度ごとの実績値								
		—	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和8年度	○		
		—	13.6万人	13.6万人	14.5万人	15.3万人	19.3万人	22.0万人			
			14.3万人	15.7万人	17.1万人	18.7万人	20.3万人				
	指標3 (第7期障害福祉計画による) 自立生活援助の利用者数 (アウトカム)	指標の選定理由	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、一人暮らしに必要な理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスである自立生活援助は、障害者が、どこで誰と生活するかについての選択の機会を確保される観点から必要なものであるため、本指標を選定した。 令和7年夏に実績評価を行う際には、把握している直近年度の実績値と当該年度の目標値との比較により評価を行う。								
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	目標値は、各地方自治体が策定する障害福祉計画を集計し、毎年設定する。 現在、各自治体においては、令和6年度からの第7期障害福祉計画(令和6年度～令和8年度)を策定しているところであり、同計画に設定される新たな目標値を集計したものを測定指標の目標値に設定することとする。								
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
			年度ごとの実績値								
		—	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和8年度	×		
		—	0.7万人	0.3万人	0.3万人	0.4万人	0.3万人	0.3万人			
			0.10万人	0.13万人	0.13万人	0.12万人	0.12万人				

指標4 (第7期障害福祉計画による) 地域生活支援拠点等の整備数 (アウトプット)	指標の選定理由	地域には、障害者を支える様々な資源が存在し、これまでも各地域の障害福祉計画に基づき整備が進められているところであるが、それらの間の有機的な結びつきが必ずしも十分でない。今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進していくことが必要であることから、本指標を選定した。 令和7年夏に実績評価を行う際に、令和5年度目標値と令和5年度実績値の状況により評価を行う。							
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	目標値は、各地方自治体が策定する障害福祉計画を集計し、3年毎に設定する。 現在、各自治体においては、令和6年度からの第7期障害福祉計画(令和6年度～令和8年度)を策定しているところであり、同計画に設定される新たな目標値を集計したものを測定指標の目標値に設定することとする。							
	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		年度ごとの実績値							
	—	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和8年度	○	○
	—	819カ所	—	—	1,173カ所	—	1587カ所		
	761カ所	994カ所	1,133カ所	1,195カ所	公表時期未定				

達成目標2について		障害者の地域での自立した生活の基盤を確保するための、①福祉施設から一般就労への移行促進と一般就労後の職場定着、②就労継続支援B型事業所等での工賃向上										
	指標5 (第7期障害福祉計画による)福祉施設から一般就労への年間移行者数 (アウトカム)	指標の選定理由	障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労を希望する障害者が、能力や適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍できることが普通の社会を目指していく必要があるとの考え方にに基づき、福祉施設から一般就労への移行を進めていることから、本指標を選定した。 令和7年夏に実績評価を行う際に、令和5年度目標値と令和5年度実績値の状況により評価を行う。 ※(第7期障害福祉計画)令和3年度利用者数の実績(2.2万人)の1.28倍以上とする。									
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	目標値は、各地方自治体が策定する障害福祉計画を集計し、3年毎に設定する。 現在、各自治体においては、令和6年度からの第7期障害福祉計画(令和6年度～令和8年度)を策定しているところであり、同計画に設定される新たな目標値を集計したものを測定指標の目標値に設定することとする。									
		基準値	年度ごとの目標値						目標値	主要な指標	達成	
			年度ごとの実績値									
		令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和8年度	○	○		
		2.2万人	2.3万人	-	-	2.5万人	-	2.9万人(※)				
			1.7万人	2.2万人	2.4万人	2.5万人	集計中(今後完了予定)					
	指標6 (工賃向上計画による)就労継続支援B型の平均工賃月額 (アウトカム)	指標の選定理由	一般就労が困難な方であっても、地域で自立した生活を送れるようにするためには、就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、総合的に支援を推進する必要があることから、本指標を選定した。 令和7年夏に実績評価を行う際には、把握している直近年度の実績値と当該年度の目標値との比較により評価を行う。									
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	第5次障害者基本計画(令和5年3月閣議決定)の中でも目標として設定されている。なお、各都道府県における目標工賃は、地域の実情等を踏まえ、適正な水準を設定するものであるため、測定指標の目標値を数値で一律に設定することは困難であることから、前年度の平均工賃水準を上回ることを目標値としている。 ※なお、令和5年度実績から、障害特性等により利用日数が少ない方を受け入れる事業所へ配慮し、前年度の「一日当たりの平均利用者数」を分母に用いた新しい算定方式に変更した。 (参考)平成27年度実績:15,033円、平成28年度実績:15,295円、平成29年度実績:15,603円、平成30年度実績:16,118円、令和元年度実績:16,369円									
		基準値	年度ごとの目標値						目標値	主要な指標	達成	
			年度ごとの実績値									
		-	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和8年度	○	(○)		
		-	前年度の平均工賃月額を上回る	前年度の平均工賃月額を上回る	前年度の平均工賃月額を上回る	前年度の平均工賃月額を上回る	前年度の平均工賃月額を上回る	前年度の平均工賃月額を上回る				
			15,776円	16,507円	17,031円	23,053円(※)	集計予定(今後完了予定)					

測定指標	指標7 (第7期障害福祉計画による) 就労定着支援の利用者数 (アウトプット)	指標の選定理由	障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労した障害者が、就労に伴う生活上の課題を抱える場合、その解決に向けた支援を推進する必要があることから、本指標を選定した。 令和7年夏に実績評価を行う際に、令和5年度目標値と令和5年度実績値の状況により評価を行う。 第6期障害福祉計画(令和3年度～令和5年度)と、第7期障害福祉計画(令和6年度～令和8年度)では、指標設定が異なる。 ※1(第6期障害福祉計画)就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、70%が就労定着支援事業を利用する。 ※2(第7期障害福祉計画)令和3年度利用者数の実績(16,332人)の1.41倍以上とする。 (参考)令和5年度実績値38%は、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者数(25,306人)に占める就労定着支援の利用者数(9,616人)の割合							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	目標値は、直近の実績をもとに設定した。 (目標値は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において定める成果目標と同じとした。)							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		—	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和8年度		×
		—	—	—	—	70% (※1)	—	2.5万人 (※2)		
			—	36%	37%	38%	集計予定 (今後完了予定)			
	指標8 (第7期障害福祉計画による) 就労定着支援事業所ごとの 就労定着率 (アウトカム)	指標の選定理由	障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労した障害者が、就労に伴う生活上の課題を抱える場合、その解決に向けた支援を受けて、就労定着を進めることが必要があることから、本指標を選定した。 令和7年夏に実績評価を行う際に、令和5年度目標値と令和5年度実績値の状況により評価を行う。 第6期障害福祉計画(令和3年度～令和5年度)と、第7期障害福祉計画(令和6年度～令和8年度)では、指標設定が異なる。 ※1(第6期障害福祉計画)就労定着率(3年間)が80%以上の事業所を全体の70%以上とする。 ※2(第7期障害福祉計画)就労定着率(3年6月以上6年6月未満の期間継続の就労者の要件等追加)が70%以上の事業所を全体の25%以上とする。 (参考)令和5年度実績値64%は、就労定着支援事業所(1,640か所)に占める就労定着率が80%以上の事業所(1,050所)の割合							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	目標値は、直近の実績をもとに設定した。 (目標値は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において定める成果目標と同じとした。)							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		—	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和8年度		△
		—	—	—	—	70% (※1)	—	25% (※2)		
			—	69%	67%	64%	集計予定 (今後完了予定)			

※令和4年度から令和8年度は第5期基本計画期間である。

学識経験を有する者の知見の活用	第18回政策評価に関する有識者会議福祉・年金ワーキンググループ(令和7年7月28日開催)で議論いただいたところ、以下のご意見があり、これを踏まえ、以下に示すような対応を行った。	
	【達成目標1の指標1、指標2及び指標3について】 ①指標1に関して、市町村について障害福祉計画に向き合う姿勢がだんだんと弱まっている感じがする。単なる増分主義的な考えなど、どういうふうに分の所の障害福祉の方向性を選択するかという議論が、非常に難しくなっている感じがあり、他の計画と総合的に数値目標は議論するというような選択を取り始めている自治体もあると聞いている。そういう点では、もともとの出発点のところの計画疲れみたいなことが議論され、計画上立てた目標が広い意味でのその自治体の政策目標だと果たして言い切れるほどにその計画策定が丁寧に議論されているのかということ自体が少し疑問になる段階に来ているのではないかという意味も含めて、障害福祉計画の数値を足してそれを政策目標のアウトカム指標にするというのが、果たしてどこまで政策評価上意味があるのかということについて、総合的に検討いただきたい。 事前分析時にも、このグループホームが大変問題になっていたということも含め、当時も今回現状分析されたような問題意識があった。量的な指標2は○付くが、やはりそこをどう改善していくかという1つの示唆のようなものが見えるとよかった 施設からの地域移行という部分としてと、自宅で支え切れない又は逆に本人が家族から独立していきたいという部分といった区分がグループホーム側で果たしてできるのか。こういう政策議論の場合に、当初はかなり施設からの地域移行という議論が主流だったようにも思うので、施設で長期にいる方をどう地域社会にという1つの指標と、それから家族からその人が独立していくということを峻別できるような方法というのはないものか(事前分析時の問題意識)ということについて、審議会で議論されているということも含めて、グループホームの政策指標や、その問題について踏み込んだ考えをお聞きしたい。 グループホームの問題というのは、業界を震撼させたと言っても過言ではない。また、その事業の指定の在り方、総量規制の問題など、様々あるが、実態としてグループホームの利用者さんは非常に多様で、入所者の重度化、高齢化という問題がある一方、年齢的にはまだ高齢とは言えない、支援区分もそんなに高くないという方たちもいる。グループホームがこんなに増加してきた中で、比較的若くて支援区分が重たくない人たちの終着点になっているのではないかと見えてしまう。障害者権利条約の委員会でも障害者がどこで誰と生活するかを選択する機会が限定的になっているという指摘があり、誰と暮らしたいのか、どこで暮らしたいのか、そういったことが選択できる可能性を広げていくことが求められている。グループホームも、もちろんきちんと精査して質を高めていくなども大事だと思うが、そこから本当にその人がどうしたいのかという意思決定を尊重し、サポートしていくためにどうすればいいのかというところで、自立生活援助もそういった背景で出来てきた制度だと理解はしている。それが残念ながら指標3のような状況で、自立生活援助の今の在り様がいいのかどうかは分からないが、グループホームを叩くというよりは、そこからどうやって、また地域に送り出せるのか。あるいはグループホームを経由しないで、どうやって地域で暮らしていけるのかという、ほかの事業の見直しなども、是非、念頭に置いてお考えいただきたい。 特にグループホームに関していろいろ意見が出たが、所管課としてもこの指標2は、今日的にどれほど指標として意義のあるものかというのは、問題意識はあると思う。ただ、事前分析時の議論で、そういった指標の設定の仕方についても委員から発言いただいている。せっかくそういった指標の立て方、あるいはそのグループホームの在り方まで含めた議論をここでも出している中で、残念ながらそれが反映されていないというのは、所管課の問題意識としてそもそもなかったのか、あるいは聞く必要性を感じず、余りこの政策評価自体を重視していなかったのか。今日も更に今後に向けた指標像の在り方など、各委員から意見を頂いているので、それは是非、受け止めていただきたい。 政策評価はやはり自分たちがやりたい、進めたい施策について、そのための指標を立てて、それをある意味で対外的にもアピールしていく。そういう場であるので、是非、今後に向けて意識していただきたいと思うと同時に、この分野は公費で成り立っているのも、結局、質の部分でやはり政策の在り方を議論していくという面が、ほかの介護や医療よりも相対的に大きいと思う。そういう意味で、先ほど質的な部分の指標についても、質の評価という面でこの分野を捉えるというのは、絶対必要になってくる。 指標3に関して、地域、あるいは一人暮らしされる方の意向を踏まえてやる。ただ、そのときに地域の受皿がどの程度整備されているのかという点が重要(事前分析時にも意見)。これから受皿についての指標を作っていくことは必要になってくるのではないかと。 ⇒自治体における計画策定の在り方については、自治体の負担軽減策等を含め検討していく。 御指摘を受け、必ずしも障害福祉計画に係る基本指針の成果目標に拘らないこととし、「障害者が希望する地域生活を実現・継続するための障害福祉サービス等の充実」といった目標を達成するための測定指標を再編することを検討したい。 具体的には、障害の程度にかかわらず、本人の意思決定に基づき、グループホームや一人暮らし、自宅で豊かな生活を送ることができるようになっているかを測定する観点から、以下の指標を設定する予定。 ・基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び(自立支援)協議会の全てを設置している市町村数 ・意思決定支援ガイドライン等を活用した、相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への研修の実施回数及び修了者数の見込み ・障害者グループホームで重度障害者支援加算を取得する事業者数 ・障害者グループホームで地域連携推進会議を実施し、その結果を公表している事業者数(把握できるのは令和8年度以降になる見込み)	
	【達成目標1の指標3について】 ②目標未達の理由として、人員配置基準が厳しいことが考えられるということだが、サービス管理責任者や地域生活支援員について、要件が厳しかったゆえに、例えば地域で一人暮らしを希望される方に支援員を付けられなかった、というようなことなのか。 ⇒御指摘のとおりと分析しており、そのため直近の令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては自立生活援助については報酬単価を充実化するとともに、人員配置基準の弾力化及び実施主体の拡充を行ったが引き続き状況を把握しつつ、必要な利用者に対して支援を提供できる体制整備に向けて進めてまいりたい。	
	【達成目標2の指標6について】 ③各都道府県ごとに基本工賃というものがあり、現在は前年度の平均工賃月額を上回るものとしているが、例えば、各都道府県で設定した目標値、目標工賃を達成した事業所の割合ということで、もう少し都道府県ごとに丁寧に見ていくなど、そういった指標が検討できないのか。 ⇒各都道府県は、「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針」に基づき、3年ごとに、各年度の目標工賃等を盛り込んだ道府県工賃向上計画を策定することとしている。 就労継続支援B型の平均工賃月額については、毎年都道府県ごとに実績を調査し公表しているが、今後は工賃目標に対する達成度についても確認できるよう検討してまいりたい。 ④突然、非常に高額になっているというのは、計算方法が変わったという説明だが、A型がつぶれ、その結果としてB型への転用がかなりあったというふうなことを聞いている。このB型の工賃が上がった背景にA型だった所がB型に転用したということも、影響しているのかなと思ったりもしている。昨今、様々な事情でなかなか経営がうまくいっていないというA型が、そういう形で事業を廃止しており、その一方で、総数も増えているという実状もある。また、過去に悪しきA型問題というのがささやかれ、かなりいろいろな議論があるのは分かっているが、A型を利用されている方たちの中には、障害年金とA型のお給料でなんとか生活をやっている方たちもいっぱいいる。B型の問題もとても重要だが、A型のことも視野に入れていただきたい。 ⇒平均工賃月額が大幅に増額した年度は報酬改定以前の令和5年度であり、この増額についてはA型の事業運営に係るものではなく計算方法の変更による影響であると考えられる。 就労継続支援A型は、安定的な支援を提供する観点から、従来から生産活動収支が賃金総額を上回るよう指定基準において求めてきており、令和6年度報酬改定において、この要件を報酬上厳格化したものであるが、生産活動に係る経営改善等の状況を確認するなど、就労継続支援A型が安定した運営を行うことができるよう引き続き注視してまいりたい。	

	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)③【相当程度進展あり】
		(判定結果) B【目標達成に向けて進展あり】
		(判定理由) 【達成目標1:障害者が希望する地域生活を実現・継続するための障害福祉サービス等の充実】 ・ 指標1については、わずかに目標は達成できなかった。 ・ 指標2については、目標を達成した。 ・ 指標3については、目標は達成できなかった。 ・ 指標4については、目標を達成した。

評価結果と 今後の方向性	総合判定	【達成目標2:障害者の地域での自立した生活の基盤を確保するための、①福祉施設から一般就労への移行促進と一般就労後の職場定着、②就労継続支援B型事業所等での工賃向上】 - 指標5については、目標を達成した。 - 指標6については、令和5年度から平均工賃月額の算定式を変更したため、比較が困難であるが、令和2年度からの実績が毎年度目標値を達成し、平均工賃月額は順調に増加を続けていることから、目標値を達成していると判断した。 - 指標7については、目標は達成できなかった。 - 指標8については、わずかに目標は達成できなかった。
		【総括】 以上より、主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となったが、主要な測定指標の半数以上が「○」であり、現行の取組を継続した場合、今後目標達成が可能であると考えられることから、判定結果は③【相当程度進展あり】に区分されるものとして、B(達成に向けて進展あり)と判定した。
	施策の分析	(有効性の評価) 【達成目標1:障害者が希望する地域生活を実現・継続するための障害福祉サービス等の充実】 - 指標1については、わずかに目標には達しなかったが、目標値に近い数字であり、障害者支援施設等の入所施設からの地域生活への移行に係る施策が有効に機能していると評価できる。 - 指標2については、目標を上回っており、障害者支援施設等の入所施設からの地域生活への移行に係る施策が有効に機能していると評価できる。 - 指標3については、目標を達成することはできておらず、その要因としては、人員配置基準が厳しいなど考えられる。 - 指標4については、目標を達成できていることから、地域生活支援拠点等の整備は着実に進んでいると評価できる。 【達成目標2:障害者の地域での自立した生活の基盤を確保するための、①福祉施設から一般就労への移行促進と一般就労後の職場定着、②就労継続支援B型事業所等での工賃向上】 - 指標5については、目標を達成できていることから、福祉施設から一般就労への移行が着実に進んでいると評価できる。 - 指標6については、平均工賃月額は順調に増加を続けており、工賃向上計画に基づく取組等が有効に機能していると評価できる。 - 指標7については、目標値には達しておらず、その要因としては、就労系障害福祉サービスを経て一般就労をした後に定着に向けて受けられる支援は、就労定着支援のほか、ジョブコーチや障害者就業・生活支援センターが実施する雇用施策等によるものも利用されていることが考えられるが、前年度の就労定着支援事業の利用率を上回っており、また、全体の利用者数は毎年増加しているところであり、着実に取組が進んでいると評価できる。 - 指標8については、わずかに目標値には達しなかったが、目標値に近い数値であり、就労定着支援に係る取組が有効に機能していると評価できる。
		(効率性の評価) 【達成目標1:障害者が希望する地域生活を実現・継続するための障害福祉サービス等の充実】 指標1～4については、一部、実績が横ばいで目標未達のものもあるが、概ね目標達成できているところであり、障害福祉サービス等予算額は、近年、障害福祉サービスの利用者数や利用回数の増加等により増加傾向にある中で、高い執行率を維持しており、効率的な取組が行われていると評価できる。
		【達成目標2:障害者の地域での自立した生活の基盤を確保するための、①福祉施設から一般就労への移行促進と一般就労後の職場定着、②就労継続支援B型事業所等での工賃向上】 指標5～8については、近年予算額が大きく変わっていない中、目標を概ね達成できており、指標7に関しても、就労定着支援の利用者数は着実に増加していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。
		(現状分析) 【達成目標1:障害者が希望する地域生活を実現・継続するための障害福祉サービス等の充実】 - 指標1については、わずかに目標値には達しなかったものの目標値に近い実績となったところであり、引き続き、令和8年度の目標達成を目指し、取組を進めていく必要がある。 - 指標2については、近年、毎年度目標を達成しているところであり、着実に取組が進んでいると考えられる。ただ、これまでも、社会保障審議会障害者部会等で、障害者グループホームについて、「障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入による支援の質の低下が懸念される」旨の指摘がなされており、質の確保に取り組む必要があると考えており、外部の目を入れ透明性を確保するために、事業者による地域連携推進会議の実施を令和7年度より義務化するとともに、サービスの質を評価するガイドラインの策定や、管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等について検討しているところである。 - 指標3については、近年、実績は横ばいであるところ、人員配置基準が厳しかった点を踏まえ、令和6年度より基準の見直しを行ったところであり、目標達成に向けて、引き続き利用者の増加に向けた施策を進めていくことが必要である。 - 指標4については、着実に取組が進んでいると考えられ、令和6年度より地域生活支援拠点の整備等が市町村の努力義務となったところであり、引き続き、令和8年度の目標達成に向け、取組を進めることが必要である。 【達成目標2:障害者の地域での自立した生活の基盤を確保するための、①福祉施設から一般就労への移行促進と一般就労後の職場定着、②就労継続支援B型事業所等での工賃向上】 - 指標5については、着実に取組が進んでいると評価できる。 - 指標6については、令和5年度から平均工賃額の算定式を変更したが、令和2年度から毎年度目標値を達成し、平均工賃月額は順調に増加を続けていることから、着実に取組みが進んでいると評価できる。 - 指標7については、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の増加に伴い、就労定着支援事業を利用する者も、平成30年度の創設以降、着実に増加しているところであるが、利用者の拡大を今後も継続するために、令和3年度以降の利用者数そのものの増加を目標として設定した上で、令和8年度の目標達成に向けて、引き続き、取組を進めていく必要がある。 - 指標8については、目標達成には至らなかったものの、令和3年度～令和5年度実績における目標達成率は91%～99%と目標に近い実績となったところである。令和8年度の目標(第7期障害福祉計画における成果目標)においては、障害者がより長期的に定着し安定して働き続けられる職場の増加を目指し、「就労定着率(就労定着支援の利用終了者のうち、3年6月以上6年6月未満の期間継続の就労者の割合)が70%以上の事業所を全体の25%以上とする」こととしており、当該目標達成に向け、引き続き、取組を進めていく必要がある。

	次期目標等への 反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて)			
		【達成目標1: 障害者が希望する地域生活を実現・継続するための障害福祉サービス等の充実】 ・ 指標1・4については、引き続き、目標達成に向け、着実に取組を進めていく。 ・ 指標2については、引き続き、障害のある方々が希望する地域生活を実現・継続し、安心して質の確保されたサービスを利用できるよう、質の向上のための取組を進めていく。 ・ 指標3は、障害者が希望する地域生活を実現・継続するための重要なサービスであり、引き続き、利用者の増加に向け、取組を進めていく。			
		【達成目標2: 障害者の地域での自立した生活の基盤を確保するための、①福祉施設から一般就労への移行促進と一般就労後の職場定着、②就労継続支援B型事業所等での工賃向上】 ・ 指標5については、新たに高い目標値を設定したところであり、目標達成に向け、着実に取組を進めていく。 ・ 指標6については、引き続き、平均工賃月額について、前年度を上回るように目標を設定し、取組を進めていく。 ・ 指標7・8については、引き続き、目標達成に向け、着実に取組を進めていく。			
参考・関連資料等	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(下記検索サイトから検索できます) URL: https://laws.e-gov.go.jp/ ・ 障害者福祉について URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/index.html ・ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(基本指針)、障害福祉計画について URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000163638_00002.html				
担当部局名	社会・援護局障害保健福祉部	作成責任者名	企画課長 乗越 徹哉	政策評価実施時期	令和7年7月